

厚生労働省告示第四十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第二項第二号及び社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）附則第十二条第二項第二号の規定に基づき、身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年二月二十一日

厚生労働大臣 坂口 力

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準

- 一 指定施設支援（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項に規定する指定施設支援をいう。）を利用した際に身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、身体障害者については別表第1により算定した額とし、身体障害者の扶養義務者については別表第2により算定した額とする。ただし、身体障害者が病院又は診療所へ入院した場合においては、入院期間中は算定しないものとし、身体障害者が月の途中で入所し又は退所した場合においては、当該月については、次の算式により算定した額とする。

## 算式

当該月の入所日以降又は退所日以前の日数

別表第1又は別表第2により算定した額×

当該月の日数

二 前号の規定により身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表第1

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		入所	通所
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	円 0	円 0
2	前年分の対象収入額の年額区分 0円 ~ 270,000円	0	0
3	1階層 270,001 ~ 280,000	1,000	500
4	2階層 280,001 ~ 300,000	1,800	900
5	3階層 300,001 ~ 320,000	3,400	1,700
6	4階層 320,001 ~ 340,000	4,700	2,300
7	5階層 340,001 ~ 360,000	5,800	2,900
8	6階層 360,001 ~ 380,000	7,500	3,700
9	7階層 380,001 ~ 400,000	9,100	4,500
10	8階層 400,001 ~ 420,000	10,800	5,400
11	9階層 420,001 ~ 440,000	12,500	6,200
12	10階層 440,001 ~ 460,000	14,100	7,000
13	11階層 460,001 ~ 480,000	15,800	7,900
14	12階層 480,001 ~ 500,000	17,500	8,700
15	13階層 500,001 ~ 520,000	19,100	9,500
16	14階層 520,001 ~ 540,000	20,800	10,400
17	15階層 540,001 ~ 560,000	22,500	11,200
18	16階層 560,001 ~ 580,000	24,100	12,000
19	17階層 580,001 ~ 600,000	25,800	12,900
20	18階層 600,001 ~ 640,000	27,500	13,700
21	19階層 640,001 ~ 680,000	30,800	15,400
22	20階層 680,001 ~ 720,000	34,100	17,000
23	21階層 720,001 ~ 760,000	37,500	18,700
24	22階層 760,001 ~ 800,000	39,800	19,900
25	23階層 800,001 ~ 840,000	41,800	20,900
26	24階層 840,001 ~ 880,000	43,800	21,900
27	25階層 880,001 ~ 920,000	45,800	22,900
28	26階層 920,001 ~ 960,000	47,800	23,900
29	27階層 960,001 ~ 1,000,000	49,800	24,900
30	28階層 1,000,001 ~ 1,040,000	51,800	25,900
31	29階層 1,040,001 ~ 1,080,000	54,400	27,200
32	30階層 1,080,001 ~ 1,120,000	57,100	28,500
33	31階層 1,120,001 ~ 1,160,000	59,800	29,900
34	32階層 1,160,001 ~ 1,200,000	62,400	31,200
35	33階層 1,200,001 ~ 1,260,000	65,100	32,500
36	34階層 1,260,001 ~ 1,320,000	69,100	34,500
37	35階層 1,320,001 ~ 1,380,000	73,100	36,500
38	36階層 1,380,001 ~ 1,440,000	77,100	38,500
39	37階層 1,440,001 ~ 1,500,000	81,100	40,500
40	1,500,001円以上	注2に規定する額	注2に規定する額

(注)

1 身体障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。

2 40階層に該当する者が負担すべき額は、次の表に掲げる算式により算定した額とする。ただし、支援費基準額（身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第28号）により算定される額をいう。以下同じ。）を上限とする。

入所	$81,100円 + (対象収入額 - 150万円) \times 0.9 \div 12$
通所	$40,500円 + (対象収入額 - 150万円) \times 0.9 \div 12 \div 2$

3 注1及び注2の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額を負担基準月額の上限

とする。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項若しくは第18条の2第1項に規定する養成施設に該当する施設又は重度身体障害者更生援護施設（身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第54号）第9条第7項に規定する重度身体障害者更生援護施設をいう。以下同じ。）の旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条第1項に規定する旧措置入所者をいう。以下同じ。）については、同表中「3年」とあるのは、「5年」とする。

施設区分	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所	通所	入所	通所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円

4 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

別表第 2

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		負 担 基 準 月 額	
		入 所	通 所
A	生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A 階層に該当する者を除く。）	0	0
C 1	前年分の所得税が非課税のみ課税の者	2,200	1,100
C 2	前年分の所得税が課税の者（A 階層又は B 階層に該当する者を除く。）	3,300	1,600
前年分の所得税額の年額区分			
D 1	0円 ~ 30,000円	4,500	2,200
D 2	30,001 ~ 80,000	6,700	3,300
D 3	80,001 ~ 140,000	9,300	4,600
D 4	140,001 ~ 280,000	14,500	7,200
D 5	280,001 ~ 500,000	20,600	10,300
D 6	500,001 ~ 800,000	27,100	13,500
D 7	800,001 ~ 1,160,000	34,300	17,100
D 8	1,160,001 ~ 1,650,000	42,500	21,200
D 9	1,650,001 ~ 2,260,000	51,400	25,700
D 10	2,260,001 ~ 3,000,000	61,200	30,600
D 11	3,000,001 ~ 3,960,000	71,900	35,900
D 12	3,960,001 ~ 5,030,000	83,300	41,600
D 13	5,030,001 ~ 6,270,000	95,600	47,800
D 14	6,270,001円以上	支援費基準額	支援費基準額

(注)

1 身体障害者の扶養義務者（身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。

2 注 1 の規定にかかわらず、身体障害者の扶養義務者が負担すべき額が、支援費基準額から身体障害者が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。

3 注 1 及び注 2 の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額から身体障害者が負担する額を控除した額を負担すべき額の上限とする。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 2 条第 1 項若しくは第 18 条の 2 第 1 項に規定する養成施設に該当する施設又は重度身体障害者更生援護施設の旧措置入所者の扶養義務者については、同表中「3 年」とあるのは、「5 年」とする。

施 設 区 分	入所後 3 年未満の者の扶養義務者		入所後 3 年以上の者の扶養義務者	
	入 所	通 所	入 所	通 所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円

4 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の 7 及び同法附則第 5 条第 2 項の規定は適用しないものとする。

5 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭

和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条